

件 名	高齢者施設における虐待防止について
受付日	令和7年7月18日
ご意見・ご提案 の概要	高齢者施設における虐待防止のために、定期監査に加え、無通告調査の制度化や監査結果及び是正勧告内容の原則公開、年に2回の施設職員への虐待防止研修の実施、第三者機関による通報受付制度の構築などを行うべきである。
県の考え方	高齢者施設における高齢者虐待につきましては、高齢者虐待防止法の規定に基づき、市町村と連携し、通報義務に関する周知や早期発見体制の強化等を図っているところです。 また、施設に対しても、県条例により特別養護老人ホーム等の施設に義務付けている従業者の研修受講（年2回以上）等の虐待防止措置の徹底を図っているところです。 そうした中、虐待に関する通報があった場合には、市町村とともに速やかに調査を行い、虐待の事実が確認された事案については、当該施設に対し再発防止を指導するとともに、同法の規定に基づき、事案の概要を公表しているところです。 今後も、高齢者の権利利益の擁護のため、高齢者施設における虐待の防止等に関する施策を推進してまいります。
担当課	健康福祉部 高齢福祉課